

やさしくわかる科目解説 一般常識

第8回



初めて社労士試験科目の法律を学ぶ人、基礎をもう一度固めたい人向けに、科目ごとに用語解説の形式で基本項目を学んでいきます。



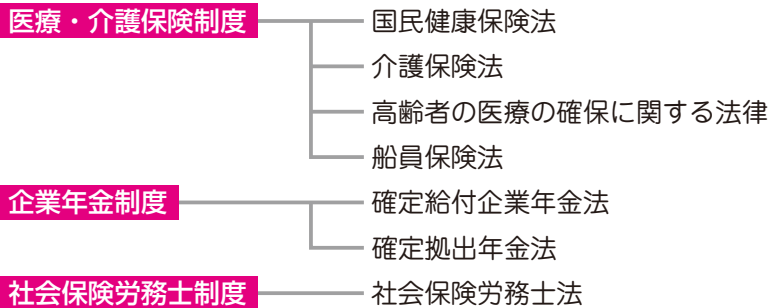
社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

※ マークのある項目に音声解説がついています。

「科目解説」 01

【社会保険に関する一般常識】

【今回のテーマ】



● 国民健康保険法

条文 法2条

国民健康保険は、被保険者の**疾病**、**負傷**、**出産**又は**死亡**に関して必要な保険給付を行うものとする。

労働者を対象とする健康保険法が制定された後、労働者以外の者にも医療保険を適用するため、**昭和13年**に**国民健康保険法**が制定されました。その後、被用者保険加入者等でない限り強制加入とする国民健康保険法の全面改正が昭和33年に行われ、**昭和36年**に国民誰もが一定の自己負担で必要な医療を受けることができる**国民皆保険制度**が確立することとなりました。

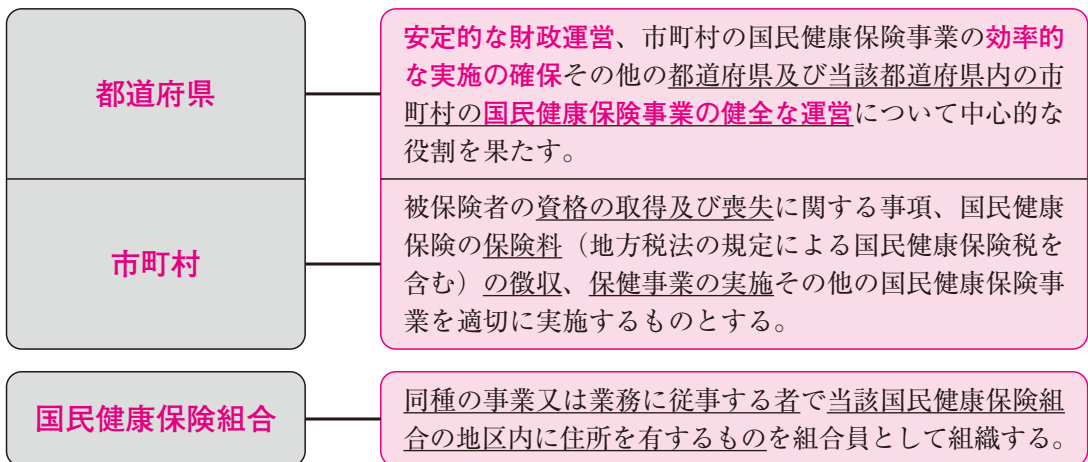
Outline

◆国民健康保険の保険給付

<p>【法定必須給付】</p> <p>全ての市町村及び国民健康保険組合が必ず実施しなければならない給付をいう。</p> <p>療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費、特別療養費</p>
<p>【法定任意給付】</p> <p>条例又は規約の定めるところにより、原則として実施しなければならないが、<u>特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる給付をいう。</u></p> <p>出産育児一時金、葬祭費、葬祭の給付</p>
<p>【任意給付】</p> <p>条例又は規約の定めるところにより、実施することができる給付をいう。</p> <p>傷病手当金、出産手当金</p>

①保険者

国民健康保険の**保険者**は、**都道府県・市町村**（特別区を含みます。以下同じ）と**国民健康保険組合**です。



国民健康保険組合（以下「**組合**」といいます）を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の**都道府県知事**の**認可**を受けなければなりません。当該認可の申請は、**15人以上の発起人**が規約を作成し、組合員となるべき者**300人以上の同意**を得て行うことが必要です。

②被保険者

イ) 都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者

都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の**市町村とともに**行う国民健康保険（以下「**都道府県等が行う国民健康保険**」といいます）の被保険者となり